



行方市の人口  
 総数 36,995人 (-18)  
 男 18,378人 (-17)  
 女 18,617人 (-1)  
 世帯数 12,736世帯 (+30)  
 平成27年5月1日現在  
 ※外国人住民を含む  
 ( )は前月との比較

行方市民憲章  
 やさしい自然  
 かがやく人  
 わたしたちがつくる  
 魅力あるまち、行方市



市の花 ヤマユリ (山百合)  
 市の木 イチョウ (銀杏)  
 市の鳥 シラサギ (白鷺)

行方市のうた  
 (1番) われを育む 里山は 大地の恵に 満ちあふる 朝日 湖に輝き 夕日 山の端そめる  
 ああ ふるさと わが希望  
 (2番) 祭りばやしに 心おどり 風土記の里に 童の声はずむ 谷津田 風にそよぎ 稲穂 黄金に輝く ああ ふるさと  
 ああ わが 安らぎ  
 (3番) 古のなごり 受けつぎ し 大空 はばたく 子どもの 夢を 育む 学舎は 拡く 心の 礎ぞ ああ ふるさと  
 ああ わが未来 あー

第43回花と緑の環境美化コンクール  
 参加花壇の募集

地域住民及び児童・生徒の環境美化に対する関心・意欲を高め、花いっぱい運動が地域や団体に根ざした運動となるよう推進することを目的に、花いっぱい運動ですばらしい成果をあげている地域・団体・職場・学校を表彰します。



■応募先

生涯学習課

※応募用紙は、大好きいばらき県民会議のホームページ (<http://www.daisuki-baraki.jp/>) からダウンロードできます。

■応募締切 7月3日(金)

■問・申

生涯学習課

☎0291-35-2908

大好きいばらき県民会議

☎029-224-8120

茨城県調理師試験の実施及び調理師試験準備講習会の開催

銚田地方調理師会では、受験願書の記入指導及び試験準備講習会を開催します。

■試験日時

10月10日(土) 午後1時30分～午後3時30分

■試験会場

水戸葵陵高等学校(水戸市)  
 茨城県立医療大学(稲敷郡阿見町)

■願書受付

7月23日(木)・24日(金)の2日間  
 【場所:銚田保健所】

■願書記入指導

7月12日(日)から19日(日)の8日間  
 【場所:割烹よこ多】

■準備講習会

9月30日(水)・10月1日(木)の2日間  
 【場所:銚田市立銚田中央公民館】

■準備講習会費用

44,000円(2日間の昼食代を含む)

■発表日

11月30日(月)  
 ■問・申  
 銚田地方調理師会(割烹よこ多)  
 ☎0291-32-6007

税理士による無料相談所を開設しています

税金の専門家である税理士による無料税務相談です。相続税、贈与税、消費税、所得税などの税金の相談や個人事業・法人の創業に関する相談にご利用ください。



■開催日

毎月の第1、第3水曜日

■時間

午後1時30分～午後4時30分

■場所

鹿嶋市まちづくり市民センター  
 2階 団体事務室9(鹿嶋市宮中4631-1)

■内容

税理士会潮来支部の税理士による無料相談

■申込方法

電話による事前予約

■問・申

関東信越税理士会 潮来支部  
 ☎0299-84-7339

性感染症・肝炎ウイルス検査、相談のお知らせ

銚田保健所では、無料・匿名で検査相談を行っております。あなたとあなたの大切な人を守るため、検査を受けてみませんか?

■実施日

毎週火曜日 午前9時～午前10時

■検査項目

HIV、クラミジア、梅毒、B型肝炎、C型肝炎(いずれも血液検査)

■料金

無料

■結果通知

翌週以降の検査実施日に、受検者本人がおいでください。

■申込方法

前日(月曜日)までに電話予約が必要です(匿名可)。

■問・申

銚田保健所 健康指導課 性感染症・肝炎血液検査担当(銚田市銚田1367-3)  
 ☎0291-33-2158

本市のまちづくりに協力していただいている方・団体等に、話題を提供いただき、様々な『男女共同参画』について、コラムを連載いたします。市民の皆様の声もお寄せください。ご意見をお待ちしております。

## 一 いばらきコープ生活協同組合の取り組み ～子育て支援～ 一

いばらきコープ生活協同組合 管理部 採用教育・男女共同参画担当課長 小貫 紀子



いばらきコープが加盟するコープネットグループのマスコットキャラクター「ほべたん」

前月号では、いばらきコープ生活協同組合がすすめる「ポジティブ・アクション」（企業における女性の活躍推進の取り組み）についてご紹介しました。今回は「次世代育成支援対策推進法」に基づき取り組んでいる実績が、「次世代認定マーク（愛称：くるみん）」の認定を受けたことについてご紹介したいと思います。

「次世代育成支援対策推進法」は、平成 17 年 4 月に施行された法律です。これにより、従業員 101 人以上の事業主は、一般事業主行動計画を策定し、その旨を都道府県労働局に届け出ることが義務付けられました。

一般事業主行動計画とは、事業主が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などについて、「計画期間」「目標」「目標を達成するための対策の内容と実施時期」を具体的に盛り込み策定する計画です。

いばらきコープ生活協同組合は、現在第 3 期計画（2013 年 12 月 1 日～2016 年 3 月 31 日）を実践中です。その中で以下のような取り組みをすすめています。

- (1) 育児時短勤務の労働時間短縮について、現行の仕組みをさらに利用しやすく改訂します。
- (2) 就業時間適性管理について、定期的に NO 残業デイの設定をします。
- (3) 職場体験の受け入れや地域の子どもたちへの食育活動を積極的に行います。

また、一般事業主行動計画を実施し一定の要件を満たした事業主を、次世代育成支援対策推進法に基づく子育てサポート企業として、厚生労働大臣が認定する制度が平成 19 年からスタートし、認定を受けた事業主は、次世代認定マーク「くるみん」を自社商品や広告などに使用することができるようになりました。いばらきコープ生活協同組合では、この「くるみん」のマークを第 1 期、第 2 期の両方で認定を受けています。

認定基準には、雇用環境の整備に関する行動計画を実施し、定めた目標を達成したことや、男性の育児休業取得者があり、かつ女性の育児休業等取得率が 70% 以上であることなどがあり、名実ともに子育て支援の実績があることが必要となるのです。

いばらきコープ生活協同組合では、今後ますます、正規職員の女性の採用割合増加や、女性幹部の育成などの取り組みを深めていきたいと考えています。



いばらきコープのシンボルマーク



「くるみん」の認定を受けると、この認定マークの使用が認められます